

令和5年度 愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助成金について【概要版】

一般社団法人愛媛県観光物産協会では、愛媛県への送客を目的とする「募集型企画旅行」について、次のとおり助成を行いますのでご活用ください。

1 助成対象となる旅行

次の条件を全て満たす旅行商品が対象となります。

- (1) パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもので、愛媛県内の旅行先の画像や案内等が掲載されているものであること。
- (2) 作成経費については、対象となる紙面において、該当旅行商品（コース）が占める面積等に応じて助成対象経費を算出する。
- (3) 愛媛県内への送客を目的とする旅行商品であること。但し、コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ）、教育旅行、四国霊場巡拝、合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外とする。
- (4) 添乗員が同行するもの。
- (5) 旅行商品の設定期間内に、1回以上催行するもので、15名様以上（無料人員・添乗員・乗務員を除く）での出発分を対象とする。
- (6) 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく感染防止対策を講じた上で催行すること。

2 助成金の額

区分	限度額	助成対象経費
愛媛県内（松山市以外）1泊 ※愛媛県東予又は南予地域等、松山市以外に宿泊する旅行商品を掲載したパンフレット等	150,000円 （経費の2/3を上限とする）	愛媛県への送客を目的とする「募集型企画旅行商品」を掲載したパンフレット等作成経費
愛媛県内（松山市内）1泊＋松山市以外の観光等 ※松山市内に宿泊し、愛媛県東予又は南予地域等、同市以外の愛媛県内市町の施設入場・体験・食事のいずれかを含み旅行商品を掲載したパンフレット等	100,000円 （経費の2/3を上限とする）	（制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料（WEBのみは除く））。
愛媛県内での滞在が主な目的である日帰り旅行	50,000円 （経費の2/3を上限とする）	なお、助成金の額は千円単位とする。
※助成額の加算※ 対象旅行商品における、愛媛県内での宿泊人泊数が50名以上の場合、その実績に応じて助成額を加算する。	500,000円（上限） @1,000円×宿泊人泊数	大人料金を支払った実人数とする（小人・無料人員・添乗員・乗務員を除く）。

3 助成金の交付対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行業者

4 助成金の申請時に必要なもの

①助成金交付申請書（様式第1号）②事業計画書（別紙1）③収支予算書（別紙2）④旅程表など内容がわかるもの

5 注意事項

助成金は予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とします。

6 事務局（お問合わせ先）

（一社）愛媛県観光物産協会 観光部（担当：工藤・鶴久森）

〒790-0004 愛媛県松山市大街道3丁目6-1

TEL：089-961-4500 FAX:089-961-4222

E-mail：kudo@iyonet.com